

次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた
 場合の建物等の割増償却の償却限度額の計算に
 関する付表（措法46の3、68の33）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（二十三）
 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

割 増 償 却 の 種 類	1	46 条 の 3 68 条 の 33	46 条 の 3 68 条 の 33	46 条 の 3 68 条 の 33
特 定 建 物 等 の 種 類	2	建 物 ・ 建 物 附 属 設 備	建 物 ・ 建 物 附 属 設 備	建 物 ・ 建 物 附 属 設 備
特 定 建 物 等 の 名 称	3			
取 得 等 年 月 日	4	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	5	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
取 得 価 額	6			
普 通 償 却 限 度 額	7			
割 増 償 却 率	8	$\frac{32}{100}$	$\frac{32}{100}$	$\frac{32}{100}$
割 増 償 却 限 度 額 (7) × (8)	9			
償 却 ・ 準 備 金 方 式 の 区 分	10	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金
適 用 要 件 等				
基 準 適 合 認 定 の 有 無	11	有 ・ 無		
厚 生 労 働 大 臣 の 基 準 適 合 認 定 年 月 日	12	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
一 般 事 業 主 行 動 計 画 の 計 画 期 間 開 始 の 日	13	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・

特別償却の付表（二十三）の記載の仕方

1 この付表（二十三）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第46条の3《次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の33《次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、措置法第46条の3第1項に規定する特定建物等（以下「特定建物等」といいます。）の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「割増償却の種類1」は、措置法第46条の3又は第68条の33のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条を○で囲みます。

3 「特定建物等の種類2」は、特定建物等が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分

に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。

4 「取得価額6」には、特定建物等の取得価額を記載します。

ただし、その特定建物等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

5 「償却・準備金方式の区分10」は、その対象資産につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

6 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「基準適合認定の有無11」には、次世代育成支援対策推進法第13条に規定する基準に適合するものである旨の認定（以下「基準適合認定」といいます。）を受けているかどうかを記載します。

(2) 「厚生労働大臣の基準適合認定年月日12」には、基準適合認定を受けた年月日を記載します。

(3) 「一般事業主行動計画の計画期間開始の日13」には、基準適合認定に係る一般事業主行動計画の計画期間開始の日を記載します。